

宝塚市北部地域(西谷地域)における移動手段導入のための試験運行業務仕様書(案)

本仕様書は、「宝塚市北部地域(西谷地域)における移動手段導入のための試験運行業務委託(以下「本業務」という。)」に関する基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

宝塚市北部地域(西谷地域)における移動手段導入のための試験運行業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

本業務は、北部地域において既存バス路線に代わる新たな移動手段導入にあたり、運行計画案を作成し、これに基づき6ヶ月間の試験運行を実施する。あわせて、試験運行中の利用実態の把握及びその分析を行い、地域との協議・調整を経て、本格運行に向けた計画を策定し、試験運行期間終了後に、本格運行を実施することを前提とする。

業務の内容は次のとおりとし、北部地域の交通空白解消に向けた移動手段の確保のため、受託事業者の企画提案により調整することとする。

(1) 試験運行の実施

① 運行地域

宝塚市北部地域(JR 武田尾駅以北の地域) 別図 1 のとおり

(人口:2,127人 高齢化率:48.19%(宝塚市西谷地区まちづくり協議会地域カルテ
令和6年9月時点))

② 試験運行期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとし、運行日は月曜～日曜日とする。

※ 上記の期間は、調整のうえ、変動可能とする。

③ 運行方法

本試験運行の具体的な方法は、受託者が企画提案を行い、市との協議を経て定めるものとする。また、バス停(乗降箇所)は、既存の阪急バス武田尾線のバス停の使用、又は新たに設置することのいずれも提案可能とする。ただし、既存の阪急バス武田尾線の「JR 武田尾駅」「西谷小学校前」「西谷夢プラザ」「上佐曾利」「東部」「松葉屋」のバス停は、一定の利用者数が見込まれることから、各バス停を使用した企画提案とする。

本試験運行中の運賃設定については、試験運行期間終了後の本格運行を見据えた企画提案とすること。

なお、試験運行に必要となる車両は、原則新車を受託者で調達するものとし、その車両の調達費用等は委託料に含まれるものとする。

④ 運行条件

別紙Ⅰ 参照

⑤ 広報業務

試験運行にあたり地域住民に対する説明会や周知活動、周知ビラを作成すること。

⑥ 利用者アンケートの実施

試験運行時にアンケートを実施し、利用実態や問題点、改善要望等を把握すること。

⑦ その他

受託者は、試験運行の状況を把握し、市に適宜報告することで、持続可能な運行に向け、地域、市、受託者で本格運行のあり方について検討を行うこと。また、地域振興（観光等）を含めた運行の検討や、本格運行に移行した際も地域との連携・協働による持続可能な運行を検討すること。

受託者は、より効率性、利便性の高い運行を行うため、試験運行期間中に地域、市と協議のうえ、運行計画の変更を行うことができるものとする。

⑧ 参考

【令和7年度(令和6年10月～令和7年9月)の阪急バス武田尾線の乗者数】

- ・ 年間 40,784 人

【令和8年度の児童生徒の利用について】

- ・ 令和8年度の通学で路線バスを利用する児童生徒及び乗降するバス停名
上佐曾利3人、JR 武田尾駅1人、切畠2人、切畠北口1人、武田尾辻4人、
玉瀬辻1人、玉瀬3人
- ・ 地域児童育成会及び部活動を行う生徒が乗降するバス停名
武田尾辻、玉瀬、玉瀬辻、切畠、切畠北口、上佐曾利
※ 転入、転出により変動する可能性あり

(2) 調査・分析業務

試験運行で得たアンケート調査を基に分析を行い、書類にまとめ報告を行うこととする。

(3) 試験運行計画案、本格運行計画案の作成

試験運行計画案の作成とあわせて令和9年度1年間にかかる運行経費とその内訳を算出する。試験運行後に得たデータを踏まえて、本格運行計画案及びその経費と内訳を再度算出する。

4 成果品、委託料

- (1) 成果品として、委託期間内に、便毎の利用人数、試験運行期間の利用人数集計などの実績の報告を行うとともに、本格運行計画案を提出すること。
- (2) 本業務で支払う委託料は提案金額と同額(提案金額=試験運行に必要な経費+試験運行の取りまとめに必要な経費+本格運行案の作成に必要な経費-試験運行で得られると見込まれる収入)とし、運行経費や運行収入の増減は考慮しない。

5 法令等の順守

受託者は、本委託業務の遂行にあたり、本書及び契約書で定める事項、関係法令及び本市の条例、規則等を十分に遵守した上で本委託を実施するものとする。

6 調査等

市は、必要があると認められるときは、受託者に対して本委託業務の処理状況に関する調査への対応や業務に関して保有する情報の公開を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

7 その他

- (1) 児童等の登下校等に関する調整は宝塚市教育委員会と行うこと。
- (2) 本業務は、国の補助金(以下「国補助金」という)の活用を目指しており、国補助金が採択された場合には、国補助金の交付要綱に基づき処理するとともに、本事業に係る会計実地検査等が行われる場合には協力すること。
- (3) 受託者は、事業完了後 5 年間、本業務に関する会計帳簿及び証拠書類を市の求めに応じてできる限り閲覧の協力に応じるものとする。
- (4) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像の著作権、仕様検討の権利については、受託者が使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うこと。
- (5) 受託者は、個人情報を適切に管理、保護するために必要な措置を講じること。
- (6) 受託者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (8) 受託者は、事故又は災害が発生した場合は、速やかに市に報告し、市の指示に従うこと。
- (9) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議のうえ、定めるものとする。
- (10) 委託者は、受託者が本仕様書のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告をしたにもかかわらず、その期間内にこれを是正しない場合は、本試験運行業務委託の全部又は一部を解除することができる。

別図 I 北部地域

----- 北部地域
—— 阪急バス武田尾線

